

◎建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料・軽微変更該当証明書

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定」の部)

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能の変更に係る適合性の判定」の部)

(手数料条例別表「建築物のエネルギー消費性能に係る適合性の判定に係る軽微変更に該当する証明の申請」の部)

区 分				評価方法	手数料の額			申請 単位
					新規申請	変更申請	軽微変更証明	
複数建築物の性能向上の計画認定等を 受けた「他の建築物」の場合等を	一戸建ての住宅			性能基準 仕様基準	5,000円	3,000円	1,000円	戸
	(右欄の額を合算)	住戸部分 (戸数)	1戸	性能基準 仕様基準	5,000円	3,000円	1,000円	件
			2戸～5戸		10,000円	6,000円	3,000円	
			6戸～10戸		17,000円	10,000円	5,000円	
			11戸～		29,000円	17,000円	8,000円	
		共用部分 (床面積)	300㎡以内	標準入力法	10,000円	6,000円	3,000円	件
			300㎡超		17,000円	10,000円	5,000円	
		その他の部分 (床面積)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000円	6,000円	3,000円	件
			300㎡超		17,000円	10,000円	5,000円	
	その他の建築物 (床面積)		300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	10,000円	6,000円	3,000円	件
300㎡超			17,000円		10,000円	5,000円		
その他の場合（一般的な申請）	一戸建ての住宅			性能基準	37,000円	19,000円	9,000円	戸
				仕様基準	18,000円	9,000円	4,000円	
	(右欄の額を合算)	住戸部分 (戸数)	1戸	性能基準	37,000円	19,000円	9,000円	件
				仕様基準	18,000円	9,000円	4,000円	
			2戸～5戸	性能基準	75,000円	38,000円	19,000円	
				仕様基準	35,000円	18,000円	9,000円	
			6戸～10戸	性能基準	106,000円	55,000円	27,000円	
				仕様基準	51,000円	27,000円	13,000円	
			11戸～	性能基準	150,000円	78,000円	39,000円	
				仕様基準	75,000円	40,000円	20,000円	
		共用部分 (床面積)	300㎡以内	標準入力法	118,000円	60,000円	30,000円	件
			300㎡超		149,000円	76,000円	38,000円	
		住戸・共用 部分以外で 工場等の用途 に供する部分 を除いた部分 (床面積)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	246,000円	124,000円	62,000円	件
					94,000円	48,000円	24,000円	
			300㎡超		309,000円	156,000円	78,000円	
					120,000円	61,000円	30,000円	
		工場等の用途 に供する部分 (床面積)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法 モデル建物法	20,000円	11,000円	5,000円	件
			300㎡超		28,000円	16,000円	8,000円	

本手数料表は、御殿場市手数料条例(御殿場市条例第39号)を基に作成したものです。
本手数料表と御殿場市手数料条例が異なる場合、御殿場市手数料条例を 正 とします。

区 分				評価方法	手数料の額			申請 単位
					新規申請	変更申請	軽微変更証明	
(一般的な申請)	その他の建築物	工場等の用途に供する部分を除いた部分(床面積)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	246,000円	124,000円	62,000円	件
				モデル建物法	94,000円	48,000円	24,000円	
			300㎡超	標準入力法 主要室入力法	309,000円	156,000円	78,000円	
				モデル建物法	120,000円	61,000円	30,000円	
		工場等の用途に供する部分(床面積)	300㎡以内	標準入力法 主要室入力法	20,000円	11,000円	5,000円	件
			300㎡超	モデル建物法	28,000円	16,000円	8,000円	

- ※ 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合 等とは、複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合 等「共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分を評価しない場合」を含む。
- ※ 仕様基準又はモデル建物法は、建築物全体を当該基準で評価する場合にのみ適用可能。
- ※ 各区分のうち該当がない場合(0㎡)は、当該区分の額を加算する必要なし。(共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分を評価しない場合を除く。)
- ※ 一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸部分の場合で、仕様基準により評価を行う場合は「◎建築物省エネ法の基準適合義務の対象となる建築物の仕様基準等による確認申請手数料の加算」を確認。
- ※ 「工場等以外」と「工場」の複合用途の場合は、各々の床面積で算出した金額の合計金額とする。(ただし、当該合計金額が全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額とする。)

◎建築確認申請・完了検査等の申請手数料(計画通知含む)

(手数料条例別表「建築物の建築確認申請等」の部、別表備考欄)

【建築物】

床面積の合計(㎡)	(1) ～30㎡	(2) 30㎡超～ 100㎡以下	(3) 100㎡超～ 200㎡以下	(4) 200㎡超～ 500㎡以下	(5) 500㎡超～
1. 確認	11,000円	18,000円	27,000円	38,000円	68,000円
2. 完了検査	15,000円	19,000円	24,000円	33,000円	55,000円
3. 完了検査 (中間検査を受けた場合)	14,000円	18,000円	22,000円	31,000円	52,000円
4. 中間検査	14,000円	16,000円	22,000円	30,000円	50,000円

※ 計画変更

①既計画部分の変更のみの場合は、既計画部分の変更に係る床面積の1/2

②増築のみの場合は、増築部分の床面積

③既計画部分の変更と増築がある場合は、①と②の合計面積

※ 移転、大規模の修繕、大規模の模様替の場合は対象面積の1/2

※ 中間検査は、特定行政庁が特定工程(建物の用途、規模等)を指定したものに適用され、床面積については中間検査部分の床面積の合計

※ 「完了検査(中間検査を受けた場合)」の欄の適用は、建築基準法第7条の3第1項の検査又は第18条第20項の検査を受けた場合に限る。(指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない。)

◎建築物省エネ法の基準適合義務の対象となる建築物の 仕様基準等による確認申請手数料の加算

(手数料条例別表備考第2項(2))

区 分		確認申請	計画変更
一戸建ての住宅		13,000円	6,000円
共同住宅等の住戸部分	1戸	13,000円	6,000円
	2戸～5戸	24,000円	12,000円
	6戸～10戸	34,000円	17,000円
	11戸～	46,000円	23,000円

※ 省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、上表の手数料を建築基準法の確認申請手数料(又は計画変更手数料)に加算する。ここでいう「省エネ仕様基準に適合させる」とは、仕様基準、若しくは誘導仕様基準で設計されている、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律の第3条第1項に規定されている設計住宅性能評価を受けることをいう。
(長期優良住宅の認定・長期使用構造等の確認を受けている場合は加算なし。)

◎建築物省エネ法の基準適合義務の対象となる建築物の 完了検査手数料の加算

(手数料条例別表備考第3項(4))

区 分		金 額			
一戸建ての住宅		3,000円			
共同住宅等の住戸部分	1戸	3,000円			
	2戸～5戸	4,000円			
	6戸～10戸	10,000円			
	11戸～	15,000円			
床面積の合計		～30㎡	30㎡超～ 100㎡以内	100㎡超～ 200㎡以内	200㎡超～
共同住宅等の共用部分		2,000円	2,000円	3,000円	5,000円
共同住宅等の住戸部分・共用部分以外で 工場等の用途に供する部分を除いた部分		2,000円	2,000円	3,000円	5,000円
共同住宅等の工場等の用途に供する部分		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
その他の建築物の工場等の用途に 供する部分を除いた部分		2,000円	2,000円	3,000円	5,000円
その他の建築物の工場等の用途に 供する部分		1,000円	1,000円	1,000円	1,000円

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第4条第1項第1号に規定する適合性判定通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、上表の手数料を完了検査手数料に加算する。